

第15 非常警報設備

非常警報設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
増幅器・操作部・遠隔操作器	設 置 場 所	目視により確認する。 a 操作部又は遠隔操作器のうちの一のものは、防災センター等常時人のいる場所に設けてあること。ただし、操作部の1回線型で起動装置と一体となっているものは、起動装置の設置の例により設けられていることで足りる。 b 温度、湿度、衝撃・振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。
	周囲の状況・操作性	目視により確認する。 a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
	設 置 状 況	目視により確認する。 地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。 a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。
	操 作 部	目視及びスケール等を用いて確認する。 a 電源監視装置は、適正であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあっては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、摩耗、がたつき等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は、前面3m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、報知区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。
	予 備 品 等	目視により確認する。 所定の予備品、回路図等が備えられていること。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。 a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。 非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものを除く。）又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。
起動装置・非常電話	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。 a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けてあること。 b 各階ごとに、その階の各部分から一の起動装置までの歩行距離が、50m以下となるように設けてあること。 c 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適当

			<p>な防護措置が講じられてあること。</p> <p>d 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。</p> <p>e 押しボタンスイッチの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下であり、操作上支障となる障害物が無いこと。</p>
	構造・性能	目視により確認する。	<p>a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 押しボタンスイッチ前面には、保護板が操作上支障がないように設けてあること。</p> <p>c 消火栓ボックス等の扉の開閉にともなって可動する配線等は、開閉により機能に支障をきたさないように措置してあること。</p> <p>d 変形、損傷、腐食等がないこと。</p>
	非常電話等収納箱	目視により確認する。	<p>a 収納箱の材質は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び不燃性を有するものであること。</p> <p>b 非常電話の固有番号は、容易に消えない方法で明示されていること。</p>
表示灯・標識板	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 通行に支障ない場所で、かつ、多数の者が容易に目にふれる位置に設けてあること。</p> <p>b 天井面から下方0.6m以上離れた位置で、当該起動装置の直近に設けてあること。ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準の例により設けておくことで足りる。</p> <p>c 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じられてあること。</p> <p>d 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。</p>
	構造	目視により確認する。	<p>a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</p> <p>c 表示灯は、取付け面から、15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯状態が明確に確認できること。</p> <p>d 起動装置である旨の表示及び使用方法を明示した標識が適正に設けられていること。</p>
ベル・サイレン・スピーカー	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 音響効果を妨げる障害物が無い場所に設けてあること。</p> <p>b ベル、サイレンは各階ごとに、その階の各部分から一のベル、サイレンまでの水平距離が25m以下で、かつ、火災の発生を有効に報知できる位置に設けてあること。</p> <p>c スピーカーは、階段又は傾斜路以外の場所に設置する場合、100㎡を超える放送区域に設置するものにあつてはL級のもの、50㎡を超え100㎡以下の放送区域に設置するものにあつてはL級又はM級のもの、50㎡以下の放送区域に設置するものにあつてはL級、M級又はS級のものを設けてあること。</p> <p>d スピーカーは、階段又は傾斜路以外の場所に設置する場合、放送区域ごとに、その放送区域の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が10m以下となるように設けてあること。ただし、居室及び居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路に</p>

			<p>あつては6㎡以下、その他の部分にあつては30㎡以下の放送区域については、その放送区域の各部分から隣接する他の放送区域に設置されたスピーカーまでの水平距離が8m以下となるように設けてあるときは、スピーカーを設けないことができる。</p> <p>e スピーカーは、階段又は傾斜路に設置する場合、垂直距離15mにつきL級のものを1個以上設けてあること。</p> <p>f 通行、荷物の搬送等による損傷を受けない位置に設けてあること。</p> <p>g 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じられてあること。</p> <p>h 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。</p>
	構 造	目視により確認する。	<p>a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</p>

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
増幅器・遠隔操作器・操作部及び複合装置	回路選択試験 (複合装置は除く。)	非常ベル・自動式サイレン・放送設備	<p>選択スイッチ等を操作して作動させる。</p> <p>a 選択された階(系統)別に、警報音(音声警報音による放送を含む。)が鳴動すること。また、一斉作動スイッチを操作した場合、全館に鳴動することができること。</p> <p>b 放送設備にあつては、感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送が簡単な操作により放送できること。</p>
	起動装置試験	非常ベル・自動式サイレン	<p>起動装置(自動火災報知設備を含む。)を階(系統)ごとに所定の操作をして作動させる。</p> <p>a 操作後、10秒以内で自動的に鳴動区分に応じ、警報音を発するとともに、操作部にあつては、火災灯が正常に点灯すること。</p> <p>b 動作状態は、起動装置を手動で復旧しない限り、継続すること。</p> <p>c 任意の起動装置を2個以上同時に作動させた場合、機能に異常を生じさせないこと。</p>
		放 送 設 備	<p>a 操作後、10秒以内で自動的に鳴動区分に応じ、感知器発報放送を行うとともに、火災灯、発信箇所の階別作動表示灯、出火階表示灯及びモニタースピーカー等が正常に作動すること。</p> <p>b 感知器発報放送を行った後、次の操作により火災放送を行うこと。</p> <p>(a) 発信機又は非常電話からの起動</p> <p>(b) 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあつては、第1報の感知器以外の感知器の作動</p> <p>(c) 非常起動スイッチ又は火災放送スイッチの起動</p> <p>(d) 放送設備で設定された時間の経過</p> <p>c 動作状態は、起動装置及び放送設備を手動で復旧しない限り、継続すること。</p> <p>d 任意の階の異なる起動装置を2個以上同時に作動させた場合、機能に異常を生じさせないこと。</p> <p>e マイクロホンによる放送を行った場合、自動的に音声警報音を停止できること。</p>
		非常電話(放送設備に	非常電話により起動させるとともに操

	限る。)	作部との通話状態を確認する。	火災灯、発信箇所の階別作動表示灯、出火階表示灯及びモニタースピーカー等が正常に作動すること。 また、感知器発報放送を行った後、自動的に火災放送を行うこと。ただし、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うことができる。 b 動作状態は、起動装置を手動で復旧しない限り、継続すること。 c 任意の階の異なる起動装置を2個以上同時に作動させた場合、機能に異常が生じさせないこと。 d 非常電話と操作部は、相互に、同時通話できるものであること。また、2回線以上の非常電話を操作しても操作部において選択が可能であるとともに、遮断された回線の非常電話には話中音が流れること。
音響装置試験	鳴動方式試験	所定の操作により作動させる。	音響装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。なお、一定時間以内及び新しい火災信号を受信した時は一斉に鳴動すること。
	作動試験	ベル・サイレン	音響装置（取付けられた状態）の中心から1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。
		スピーカー	定格出力により音声警報音の第2シグナルを鳴動させた状態において、音響装置（取り付けられた状態）の中心から1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。
回路短絡試験（操作部及び複合装置を除く。）		定格出力により音声警報音の第2シグナルを鳴動させた状態において、任意の出力回路を短絡させた場合、他の回路に機能障害が生じないことを確認する。	短絡させた出力回路以外の出力回路の放送が正常であるとともに、どの出力回路が短絡したかを確認すること。
非常電源試験（内蔵のものに限る。）	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替の機能が正常であること。
	端子電圧・容量	電池試験の所定の操作を行う。	所定の電圧値及び容量を有していること。
一般放送停止試験（放送設備に限る。）		放送設備が他の目的のものと共用されている場合、放送の必要な階又は全階について、他の放送が遮断され、非常放送により有効に報知できるかを確認する。	非常用放送をすると同時に、放送の必要な階又は全階の他に使用されている放送が非常用放送をする区域において自動遮断されること。